

令和8年度 第1回北秋田市総合教育会議

日 時：令和8年5月21日（木）午後1時30分

場 所：北秋田市民ふれあいプラザ

2F 研修室A・B

次 第

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 教育長あいさつ
4. 案 件
 - (1) 北秋田市教育大綱の策定について
 - (2) 令和8年度 主な教育施策について
 - (3) 北秋田市立小・中学校及び義務教育学校における教職員の多忙化防止計画の推進について
 - (4) 北秋田市立学校部活動地域展開の推進について
 - (5) 意見交換
5. その他
6. 閉 会

北秋田市教育大綱

令和 8 年 5 月
北秋田市教育委員会

1 策定の趣旨

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長と教育委員会で構成する総合教育会議での協議を経て、市の教育行政の根本となる方針を定めるものです。

2 基本的な考え方

本市では、令和 8 年度から令和 12 年度までを計画期間とする「第 3 次北秋田市総合計画・前期基本計画」を策定し、「森と歴史が息づき、幸せを紡ぐまち 北秋田～だれもが関わり、未来を築く～」をめざすまちの将来像に掲げ、市民一人ひとりが主体的に関わりあい、世代や背景を超えて協力し合うことで、だれもが安心して幸せに暮らせる持続可能なまちを目指しています。

本教育大綱は、「第 3 次北秋田市総合計画・前期基本計画」における教育に関する施策の内容を踏まえて基本的な方針を示すものです。

3 期 間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間。

※必要性が生じた場合には随時見直します。

4 重点目標

- ① 年齢や性別を問わず、希望を持って安心して暮らせる生活環境の創生
- ② 豊かな自然や文化など地域資源を最大限活用した高付加価値・高効率型の事業創出
- ③ 都市や世界とつながり続けることで関係人口とふるさと回帰を創出

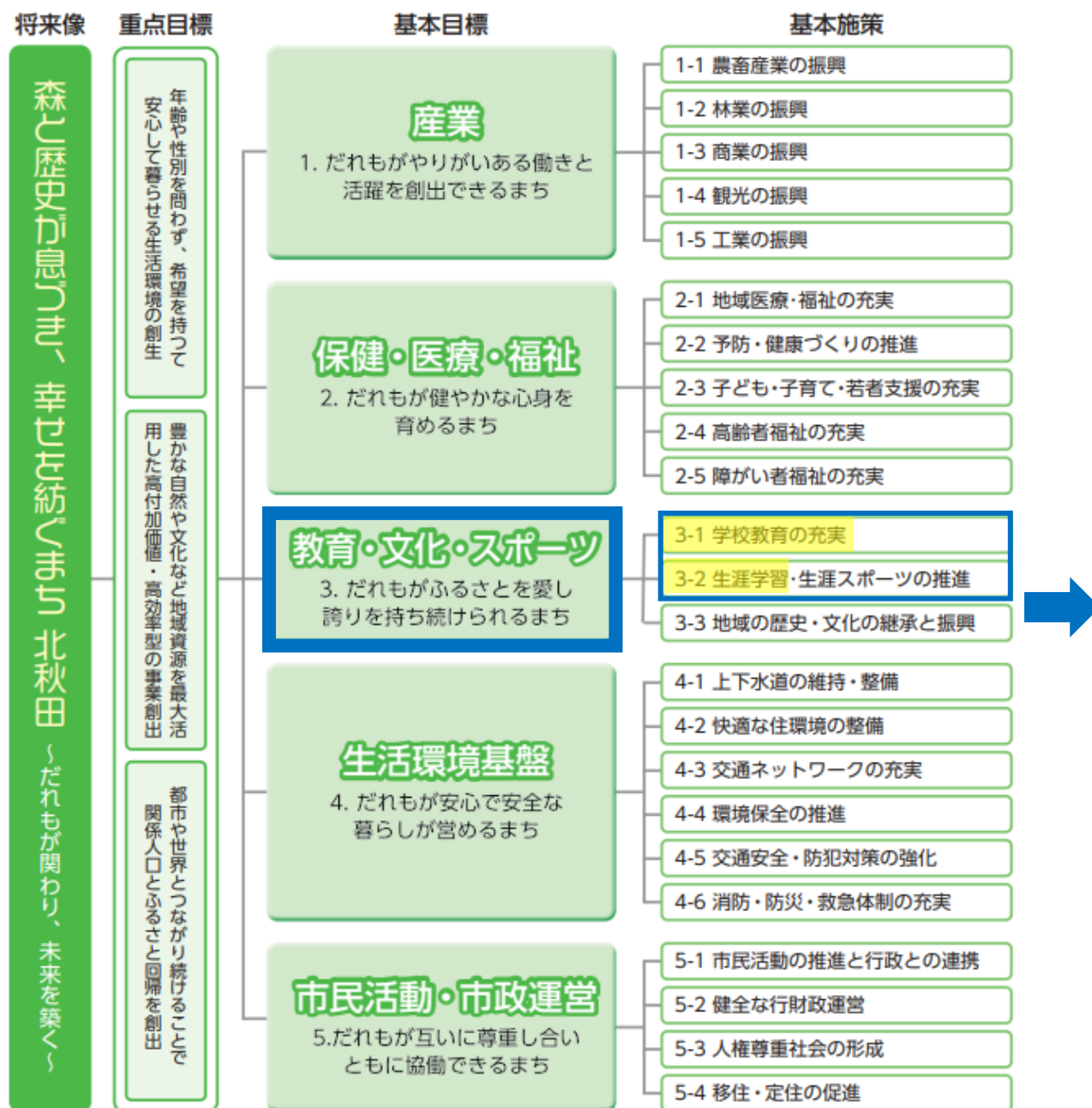
※第 3 次北秋田市総合計画 重点目標より

5 基本施策とその方向性

第 3 次北秋田市総合計画・前期基本計画の関係部分に掲げるとおりとします。

- ◆ 基本施策 3-1 学校教育の充実 3-1-1～3-1-4
- ◆ 基本施策 3-2 生涯学習・生涯スポーツの推進 3-2-1

<体系図>



施策の方向性

- 3-1-1 基礎学力の定着と学力向上
- 3-1-2 一人ひとりの子どもに寄り添った教育の充実
- 3-1-3 地域資源を生かした特色ある学校づくりとふるさと教育の推進
- 3-1-4 安心・安全で快適な教育施設の整備・充実
- 3-2-1 市民一人ひとりの生涯を通じた学習の支援

※第3次北秋田市総合計画 一部抜粋

令和8年度主な教育施策

教育総務課

() 予算額

1 鷹巣中学校体育館改築事業について

- | | | | |
|------------------|---|---------|-----|
| 1) 倉庫棟解体工事設計監理委託 | (| 60 | 千円) |
| 2) 改築工事設計監理業務委託 | (| 1,880 | 千円) |
| 3) 改築工事工事監理業務委託 | (| 2,552 | 千円) |
| 4) 倉庫棟解体工事 | (| 16,896 | 千円) |
| 5) 体育館改築工事 | (| 258,902 | 千円) |
| ● 建築工事 | (| 192,049 | 千円) |
| ● 電気設備工事 | (| 31,603 | 千円) |
| ● 機械設備工事 | (| 35,250 | 千円) |

2 小中学校施設・設備の整備事業について(主なもの)

- | | | | |
|-------------------------|---|-------|-----|
| 1) 鷹巣東小学校 遊具(雲梯)設置工事 | (| 897 | 千円) |
| 2) 清鷹小学校 階段踊り場雨漏改善工事 | (| 1,474 | 千円) |
| 3) 鷹巣東小学校 ろ過ポンプモーター更新工事 | (| 985 | 千円) |
| 4) 鷹巣中学校 ろ過ポンプモーター更新工事 | (| 1,177 | 千円) |
| 5) 森吉中学校 校舎外壁補修工事 | (| 655 | 千円) |
| 6) 森吉中学校 体育館投光器改修工事 | (| 718 | 千円) |
| 7) 森吉中学校 渡り廊下雨漏改修工事 | (| 1,859 | 千円) |

3 学校施設LED化事業

- | | | | |
|------------|---|-------|-----|
| 1) 改修設計委託 | | | |
| ● 小学校3校 | (| 7,771 | 千円) |
| ● 中学校2校 | (| 5,966 | 千円) |
| ● 学童研修センター | (| 1,672 | 千円) |

4 旧合川北小学校解体事業

- | | | | |
|--------------|---|-------|-----|
| 1) 解体設計業務委託 | (| 1,165 | 千円) |
| 2) アスベスト調査委託 | (| 5,852 | 千円) |

5 不登校児童生徒の学校復帰に向けた取組及び短期チャレンジ留学について

- | | |
|--|-----|
| 1) あきたリフレッシュ学園 【学園生9人】 (5月1日現在) | |
| 市内小学生1人 市内中学生6人 | 計7人 |
| 市外小学生0人 市外中学生2人 | 計2人 |
| 2) 教育留学推進事業 【北秋田市みらい応援留学】 | |
| 不登校又はその傾向にある児童生徒の「生活改善」を主な目的とした宿泊体験型事業(R7年度からは市内児童生徒も対象) | |
| 3) 短期チャレンジ留学I・II【夏冬の2回を予定】 | |
| 県外の児童生徒に授業体験や自然体験活動等を通して、秋田の教育環境の良さを体験してもらい、交流人口の拡大につなげることを目的とした短期宿泊事業 | |

6 学校給食事業について

1) 安心・安全のための学校給食環境整備の充実

- LED化事業 (北部 1,136千円)
- 高圧設備更新工事 (北部 26,466千円)
- 食器消毒保管庫 (北部 3,630千円)
- 電気スチームコンベクション (南部 4,972千円)

2) 学校給食費無償化事業

学校給食費相当分：90,805千円

(小学校 53,046千円、中学校 37,759千円)

3) 衛生管理の徹底

4) 地産地消の推進

令和8年度主な教育施策

学校教育課

1 第3次北秋田市学校教育ビジョンの推進

- 1) 各種研修会や学校訪問を活用した「自分ごとの学び」の周知
- 2) 3つの重点目標を基にした各種授業研究会による、教育ビジョンの具現化
- 3) 教育センター事業を活用した教職員の支援と事業の改善
- 4) 総合学習補助事業や郷土資料集「きらり☆きたあきた」(第3版)を活用したふるさと教育・キャリア教育の実施
- 5) 学校運営協議会を「機能」させることによる、地域との連携・協働の強化

2 GIGAスクール構想

- 1) 端末を活用した双方向授業・協働学習等の取組の実施
- 2) 家庭へ端末を持ち帰っての活用の推進
- 3) 電子黒板を活用した学習活動の推進と授業改善のための情報提供

3 小・中学校の再編

- 1) 鷹巣小学校、鷹巣東小学校、綴子小学校の統合計画について、保護者及び地域住民との意見交換と方向性の決定
- 2) 森吉中学校の今後の在り方に向けた保護者及び地域住民等との意見交換

4 部活動の地域移行に向けて

- 1) 令和11年度からの運動部活動の完全地域展開(数値目標:9~10割の運動部活動地域展開)を目指した、関係競技団体との情報交換やスケジュール調整
- 2) 休日の部活動指導の地域連携・部分移行の一層の推進

5 架け橋期における教育推進体制の強化

- 1) 教育・保育の質の向上を目指した「幼保小架け橋プログラム」の推進
- 2) 全学校区における架け橋カリキュラム策定への支援と情報提供

6 多忙化防止に向けた取組の推進

- 1) 「北秋田市立小・中学校及び義務教育学校における教職員の多忙化防止計画」の周知
- 2) 時間外在校等時間の短縮に向けた具体的・段階的目標値の設定及び推進

令和8年度主な教育施策

生涯学習課

1 生涯学習事業の推進について

- 1) 公民館講座
- 2) 高齢者大学
- 3) 生涯学習事業（生涯学習フェスタ・冬の笑楽校）
- 4) 森吉コミュニティセンター改築事業

2 次代を担う子どもの未来につながる事業について

- 1) 学校・家庭・地域連携事業
（地域学校協働活動・放課後子ども教室・家庭教育支援チーム）
- 2) 国立市交流事業（マタギの地恵体験学習会）

3 北秋田市民ふれあいプラザについて

- 1) 来館者、利用者の利便性の向上
- 2) 子育て世代支援スペース（ねまーる広場）
- 3) カフェ、チャレンジブースの利活用
- 4) ふれあいプラザコムコムの10周年記念事業

北秋田市小・中学校及び義務教育学校における教職員の多忙化防止計画の 推進について

北秋田市教育委員会は、「北秋田市立小・中学校及び義務教育学校における教職員の多忙化防止計画」を策定し、令和11年度には時間外在校等時間を月平均30時間以内にすることを目指している。具体的な取組は次の11項目である

1 勤務時間管理の徹底と適正な在校時間の設定

最終退勤時刻の目標

R 8（小：19時、中：20時）→R 11（小：18時、中：19時）

2 各学校における業務改善

- ・会議のペーパーレス化
- ・日課表の見直しによる放課後の業務時間の確保
- ・行事の効率化による計画時数の短縮
- ・ICTの活用による負担軽減 等

3 夏期休業中の学校閉庁日の設定

- ・8月13日前後の期間に連続した夏期休業日を取得できるよう、市教育委員会が学校閉庁日を定める。

4 ノー残業デー（定時退勤時刻の30分以内に退勤）の具体化

- ・毎月1回以上設定する（1学期4日間以上、2学期5日以上、3学期3日以上。長期休業期間を除く）。
- ・年15回以上設定する。

5 中学校部活動の活動基準の設定並びに部活動指導員配置に向けた環境整備

- ・活動時間は平日2時間、休日は3時間程度。週2日以上活動休業日を設ける。
- ・令和11年度には9割の部活動が地域展開できるよう、可能な種目から段階的に推進する。
- ・地域展開が難しい部活動には、部活動指導員及び外部指導者を活用し、教員が関与しない「地域活動の日」を月最大8回設け、教員の負担軽減を図る。

6 事業・研修の見直し

- ・市教育委員会推進監による学校訪問は、県の訪問に同行する形とする。
- ・指導案等を求めない「授業相談」等を設け、負担なく研修できるようにする。

7 ICTの活用による教材準備及び事務処理の効率化

- ・校務支援システムの活用により、業務の電子化を推進する。

8 学校共同実施の機能強化

- ・学校事務共同実施の効果的な推進の機能強化を図り、事務職員への学校運営への参画を一層推進する。

9 教員以外の人的配置の強化

- ・学校生活サポート員の配置を継続する。
- ・学校サポーター、学びを支える支援スタッフの配置を継続し、増員を要望する。

10 メンタルヘルス対策の実施

- ・ストレスチェックを実施し、必要に応じて産業医と連携する。

11 地域・関係団体との連携

- ・文科省が示す「学校以外が担うべき業務」について地域・関係団体と連携し業務改善を図る。
- ・学校運営協議会との協働により地域人材を活用し、教職員の負担軽減を図る。

※別添「北秋田市小・中学校及び義務教育学校における教職員の多忙化防止計画」参照

北秋田市立小・中学校及び義務教育学校
における教職員の多忙化防止計画

令和8年4月
北秋田市教育委員会

1 多忙化防止計画策定の趣旨

- (1) 学校や子どもたちを取り巻く環境が多様化・複雑化する中で、北秋田市においても教職員の長時間労働が常態化しており、働き方改革が喫緊の課題となっています。
- (2) 北秋田市では、近年、若年教員層が増加傾向してきており、経験年数が少ない教員には長時間勤務の傾向があります。また、中学校においては、部活動の負担も大きく、長時間勤務の一因となっています。教員が心身ともに健康で働き続けられる体制づくりを早急に進める必要があります。
- (3) 秋田県教育委員会は、令和3年2月に「2021 教職員が実感できる多忙化防止対策」を策定しました。その中で、県教育委員会、市町村教育委員会、学校それぞれが、主体的に多忙化防止に向けて取り組むことを求めています。
- (4) 本計画では、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和7年法律第68号。以下「給特法一部改正法」という。令和8年4月1日施行）、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和7年政令第333号。以下「給特法改正法整備政令」という。）及び「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び「教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令」（令和7年文部科学省令第24号。以下「給特法施行規則等一部改正省令」という。）で定める目標を達成するため、より実効性のある取組を目指します。

2 北秋田市における教職員の多忙状況の実情

令和7年度（4月～2月）における北秋田市公立小・中学校及び義務教育学校教員の時間外在校時間は次のとおりとなっています。本計画のデータは、事務職員・栄養職員等を除く教職員のものです。

【参考 令和7（2025）年度までの目標値】

- ①時間外在校等時間（休日労働を含む）を、月45時間以内とする。
- ②時間外在校等時間（休日労働を含む）を、年360時間以内とする。
- ③市教育委員会として最終退勤時刻の定めは設けていない。
（各校において独自に設けている）

【月別の一人あたり時間外在校時間の平均】

（単位：時間）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
小学校	47.9	44.2	42.6	33.5	10.6	39.0	43.0	33.9	31.6	19.5	31.0
中学校	60.5	57.8	50.8	48.9	16.4	58.1	53.5	42.5	42.7	27.3	37.2
全体	52.9	49.6	45.9	39.6	13.2	46.8	47.2	37.4	36.2	22.7	33.5

※小学校には、義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

- 小学校及び義務教育学校前期課程の4～2月の月平均 月あたり：34.4時間／月／1人
- 中学校及び義務教育学校後期課程の4～2月の月平均 月あたり：45.2時間／月／1人
- 全体：38.8時間／月／1人

【月別の一人あたり時間外在校時間が80時間を超えた教員数】 (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
小学校	6	3	5	0	0	1	2	1	0	0	0
中学校	10	7	4	5	0	8	7	2	2	0	1
全体	16	10	9	5	0	9	9	3	2	0	1

○月あたり80時間を超えた月がある小学校の実人数 8人／92人中 (8.7%)

○月あたり80時間を超えた月がある中学校の実人数 15人／63人中 (23.8%)

【4月～2月の一人あたり時間外在校時間の平均】

○小学校及び義務教育学校前期課程：370時間／11ヶ月

○中学校及び義務教育学校後期課程：482時間／11ヶ月

○全体：416時間／11ヶ月

【4～2月で時間外在校時間が360時間以上の教員】

○小学校及び義務教育学校前期課程：49人／92人中 (53.3%)

○中学校及び義務教育学校後期課程：46人／63人中 (73.0%)

○全体：95人／155人中 (61.3%)

※「年間360時間以内」は「2021 教職員が実感できる多忙化防止対策」(秋田県教育委員会)の全校種共通目標値(年間)

3 多忙化防止に係る目標

(1) 目指すべき姿

- 子どもたちと向き合う時間の確保と充実した教育活動の推進
- 教職員の負担軽減とワーク・ライフ・バランスの充実

(2) 北秋田市の目標

- ① 令和8(2026)年度から、時間外在校等時間(休日労働を含む)を、単月で80時間未満とする。

※「2021 教職員が実感できる多忙化防止対策」(秋田県教育委員会)では「月当たりの時間外在校等時間数が80時間を超える教職員の割合を令和5年度までに0(ゼロ)にする。」と設定されているが、北秋田市では未達成。

- ② 令和11(2029)年度から、時間外在校等時間(休日労働を含む)を、月平均30時間以内とする。

【年度ごとの時間外在校等時間の月平均目標】

令和 8(2026)年度 45時間以内

令和 9(2027)年度 40時間以内

令和10(2028)年度 35時間以内

※いずれの年度も繁忙期においては単月80時間以内

- ③ 令和11(2029)年度から、校長が認めた特別な事情がない限り、最終退勤時刻を小学校は18時、中学校は19時とする。

※月平均は、年度内の6か月連続した不特定の期間の月平均とする。

4 目標に係る進行管理

- (1) 校長は、目標の達成状況を確認するために、校務支援システム在校時間記録を職員に記録させる。部活動等で出勤した週休日等も記録させる。その際、形式的に時間外在校等時間の上限の範囲にすることや、計画に定める目標を達成することが目的化し、実際の時間外在校時間より短い時間を記録することがあってはならない。また、計画に定める目標を達成するために、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならない。
- (2) 校長は、部活動の活動基準に準拠した活動とするために、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を職員に提出させ承認する。
- (3) 目標①（単月の時間外勤務上限）を3か月連続して達成できなかった職員に対して、校長は面談を通して改善のための指導・助言を行う。また、面談結果とその後の対応策について市教育委員会へ報告する。
- (4) 市教育委員会は、各学校の毎月の在校時間記録を集計するとともに、職員個々の在校時間を把握し、在校時間管理を行う。
- (5) 市教育委員会は、(4)の結果を基に、必要に応じて校長と面談を行い、業務改善のための指導・助言を行う。
- (6) 市教育委員会は、(4)を基に本目標の達成状況等を検証し、必要に応じて北秋田市校長会との意見交換会を開催して、本目標の改定を行う。

5 具体的な取組

- (1) 勤務時間管理の徹底と適正な在校時間の設定
 - ・校務支援システムにより勤務時間を管理する。（実施中）
 - ・令和8（2026）年度から、最終退勤時刻を、小学校にあつては19時、中学校にあつては20時とし、令和11（2029）年度からは、小学校にあつては18時、中学校にあつては19時とする。
 - ・最終退勤時刻以降の在校は、児童生徒及び教職員に関わる緊急対応等、校長が特に認めた場合を除き行わない。
- (2) 学校における業務改善
 - ・各学校において業務の改善を進める。

（業務改善の例）

- ・ 会議のペーパーレス化や時間設定等による効率化
- ・ 日課表の見直しによる放課後の業務時間の確保
- ・ 行事の効率化による計画時数の短縮
- ・ 年度初めや長期休業期間後の日課工夫による児童生徒及び教員の負担軽減
- ・ ICTの活用による保護者との連絡業務の負担軽減（保護者の利便性向上） など

(3) 夏季休業中の学校閉庁日の設定

- ・夏季休業中、8月13日の前後の期間に、連続した夏季休暇を取得できるよう、市教育委員会が学校閉庁日を定める。

(4) ノー残業デーの設定

- ・長期休業期間を除く勤務日に「勤務終了時刻以降の時間外勤務をしない日」（呼称は各学校で定める。以下「ノー残業デー」と表記する。）を各月に1回以上設定する。ノー残業デーには、定時退勤時刻の勤務時間後30分以内に退勤する。
（ノー残業デーの設定は、1学期に4日間以上、2学期に5日間以上、3学期に3日間以上とし、行事予定表に明記する。）
- ・長期休業期間を除く勤務日にノー残業デーを年15回以上設定する。

(5) 中学校部活動の活動基準の設定並びに部活動指導員配置に向けた環境整備

- ・活動時間 平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。
（指導教員等の準備・片付け等の時間を含まず）
- ・週2日以上活動休業日を設ける。（土・日で1日以上、平日で1日以上とする。）
（大会等やむを得ず土・日の両日に活動した場合でも週2日以上活動休業日は必ず確保する。）
- ・夏季休業中に1週間以上の連続した休業期間を設ける。
（夏季休業中の「学校閉庁期間」は部活動を休止する。）
（日本中学校体育連盟主催の全国大会に出場する場合は例外とする。）
- ・市教育委員会は、関係競技団体等と連携し、「北秋田市中学校部活動地域展開推進計画Ver.2」に基づいて中学校部活動の地域展開を推進する。
※令和11（2029）年度（2028年度新人戦）から、9割の部活動が地域で展開する。
- ・中学校では、地域展開に合わせ、市教育委員会と協議しながら段階的に部活動の募集を停止する。
- ・令和11（2029）年度までの期間及び地域展開が不可能な部活動においては、部活動指導員及び外部指導者を活用し、教員が関与しない「地域活動の日」を単月当たり最大8回設け、教員の負担軽減を図る。
- ・令和11（2029）年度までの期間において、部活動は、複数の職員をもって担当することを原則とし、教員の負担軽減を図る。
- ・学校の事情により複数の担当者を置くことができない場合であっても、通年の1人担当とならないよう配慮する。
- ・1人の担当者が指導する日数は、校長が認める特別の事情がある場合を除き、週5日以内とする。

(6) 事業・研修等の見直し

- ・市教育委員会は、市教育センター事業の効果的かつ効率的な実施に向け改善を図る。
（オンラインの活用、部会の合同実施 等）
- ・市教育委員会推進監による学校訪問は、県の訪問に同行する形とし、改めての訪問は行わない
（学校から要請がある場合を除く）。
- ・指導案等を求めない「授業相談」等を設け、教員の負担を軽減しながら研修ができるようにする。「授業相談」は、学校からの要請があった場合に実施する。

(7) ICTの活用による教材準備及び事務処理の効率化

- ・校務支援システムの活用により、業務の電子化を引き続き推進する。
- ・校務支援システム書庫やシェアポイントに各種指導資料を蓄積し、教員が教育資料にアクセスしやすい環境を整える。
- ・デジタル連絡ツールの活用により、連絡等の業務の負担軽減を図る。

(8) 学校共同実施の機能強化

- ・学校事務共同実施推進協議会を通じて、学校事務共同実施の効果的な推進と機能強化を図り、事務職員の学校運営への参画を一層推進する。

(9) 教員以外の人的配置の強化

- ・特別な支援を要する児童生徒の増加に伴う支援員（学校生活サポート員）の配置を継続する。
- ・県の「学校支援スタッフ配置事業」を受け、学校サポーター及び学びを支える支援スタッフの配置を継続するとともに、その増員を要望していく。

(10) メンタルヘルス対策の実施

- ・市教育委員会は労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施し、必要に応じて産業医と連携する。
- ・校長は職員の状況に留意し、心配な職員には休養や医療機関の受診を勧めるなど健康管理に努める。

(11) 地域・関係団体との連携

- ・文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」のうち、「学校以外が担うべき業務」について地域・関係団体等と連携して学校の業務改善を図る。
- ・各校においては、学校運営協議会との協働により、地域人材の活用を進めることにより、授業の質を高めるとともに、教職員の業務の負担軽減を図る。

6 関係機関との連携と市民の共通理解の醸成

学校の多忙化防止には、市民、地域、保護者からの理解と協力が必要不可欠であり、学校が置かれている多忙化の状況や多忙化防止の取組を、市教育委員会から各家庭へ周知する。また、各校においては学校運営協議会やPTA総会等の機会、学校便り等を活用して説明し、理解、協力を得られるよう努める。

北秋田市学校部活動地域展開の推進について

1 北秋田市の地域展開の特色

- ・令和11年度から運動部活動を廃止し、地域のクラブで活動する。(完全地域展開)
- ・誰もが安心して活動できるよう、競技団体との関わりが深い地域クラブを目指す。

2 具体的取組

(1) 実効性のある確かな推進計画の策定 ※上小阿仁村も計画に入れて共同実施。

- ・部活動や地域の現状、市の生涯スポーツ推進の視点などを踏まえ、実施可能な実効性のある推進計画を作成している。
- ・令和6年 4月「部活動地域連携・移行推進計画Ver.1」策定、市HP掲載中
- ・令和8年10月「部活動地域展開推進計画Ver.2」策定予定：上方修正版
⇒ 達成目標：令和11年から運動部活動を廃止し、地域のクラブで活動する。
(数値目標：9～10割の運動部活動を地域展開)

(2) 教員の働き方改革への対応

- ・外部コーチを活用した平日・休日の一部地域クラブ活動を実施中である。(R6-10)
- ・平日・休日の一部を地域クラブとして活動し、学校で依頼している外部指導者が指導している。この日は学校は関わらず、運営・管理は担当行政(市教委)が行っている。(50%の部活動で実施。最多で月8回以内、活動日は外部指導者が決定、指導謝礼有)
- ・本市では、平日・休日の区別なく実施している。(事業実施部活動の平均：約月6回) この取組は、地域クラブの設立を目的としていない。

(3) 令和11年からの部活動の完全地域展開を目指した取組(完全地域クラブ化)

- ・本市が目指す地域展開は、運動部活動を廃止し、各競技の競技団体が地域クラブに主体的に深く関わりながら活動することを目指している。
- ・競技団体と関わりが深いクラブとは下記のいずれかに該当するクラブである。
(◇競技団体が直轄・運営 ◇競技団体の協力・支援体制 ◇競技団体が承認)
- ・令和6年から競技団体と延べ30回に及ぶ協議を行い、地域展開の可否・方法・課題等について検討してきた結果、地域展開についての理解と前向きな推進の意向を得られた。

(4) 推進体制の整備

- ・コーディネーターの2人配置。(統括コーディネーター・調整コーディネーター)
- ・他部局との密なる連携・協働。(教育委員会・文化スポーツ課)
- ・市認定地域クラブ制度を令和8年から導入予定。(国の認定要件+市の認定要件)
- ・近隣市町村との連携(共同実施、施策・行政支援・情報共有など)

(5) 行政支援の充実

- ・地域クラブ(スポ少)も部活動と同等の大会参加旅費等の補助。(令和7年から予算化済)
- *地域クラブの指導に関わる指導者の必要資格取得・更新費用の補助。(令和9年から予算化予定)
- *教員の勤務時間内の地域クラブでの指導。
- *市役所職員のフレックスタイムを活用した地域クラブでの指導。
- *市内企業(市商工会)の地域クラブ支援。(令和8年から交渉予定)

※別添「学校部活動の地域展開ロードマップVer.2(案)参照

北秋田市立学校部活動の地域展開ロードマップ Ver.2 (案)

Ver.1 令和6年4月～令和8年9月

Ver.2 令和8年10月～公表(予定)

R8	R9	R10	R11 実施目標年度	R12～
完全地域展開を目指す取組推進期間			地域展開実施開始年度(10年度秋-)	未実施種目対応
地域連携 完全地域展開実施部活動から地域連携の取組を減らす 早期実行可能な競技はR8から開始			達成目標 8～9割の部活動が地域で展開する。 (R10夏・秋新人チーム-)	地域展開未実施部活動の対応・取組検討
完全地域展開とは ◆競技種目(部活動種目)が、学校ではなく地域スポーツクラブによって運営・管理され活動する。その場合、当該種目の部活動種目は原則廃止する。 ◆本市が目指す地域スポーツクラブは、何らかの形で市内競技団体と関わりがあることを原則とする。(市認定地域スポーツクラブの要件の一つ) 〈例〉競技団体が直接運営・管理するクラブ、競技団体が承認したクラブ、競技団体の協力・支援体制があるクラブ、競技団体と密接な関係性があるクラブ ◆競技団体の方針、生徒数や活動拠点などの地域の状況、スポーツ少年団(小学生)の状況、既存の地域スポーツクラブの状況などを十分に考慮した上で、適正なスポーツクラブ数にする。			地域連携とは ◆学校部活動を基本とし、平日・休日の一部を地域スポーツクラブとして活動する。 ◆指導は学校で依頼している外部コーチが行い、運営・管理は担当行政が行う。 ◆令和6年度から継続して実施しているが、令和11年度で終了する。ただし、地域展開がその時点で実現できない部活動は継続する。	
主な取組 ◇推進計画の改定Ver.2(概要版R8.3月 本編10月公表) ◇競技団体との地域展開協議(実施時期、運営方法等の確認) 実施時期、運営方法(方針・指導体制・安全管理・活動日時など)	◇認定地域スポーツクラブの要綱・規定等の作成⇒周知	◇認定地域クラブの募集・審査・決定 ◇企業の支援体制構築	◇実施状況の評価 ◇課題への対応	◇未実施部活動の対応・取組検討
推進体制整備 基本構想 Ver.2 策定・公表 ロードマップ Ver.2 策定・公表 コーディネーターの配置・相談窓口の継続 検討委員会(年2～3回開催) *年度ごとの取組の 確認・評価等 近隣市町村との連携(上小阿仁村:共同実施 大館市:地域クラブの大会旅費等の連携 大館市・能代市:地域展開実行時期の連携 情報共有) 〈主管〉教育委員会 学校教育課 連携・協働 文化スポーツ課	計画の評価	計画の評価	◇推進計画最終評価	◇推進計画 Ver.3 構想
広報 市民への情報提供・理解促進	市・スポーツ協会HP、市広報、報道機関等の活用	直接説明(小・中PTA、部活動保護会)	PR資料の作成	